

地域密着型サービス事業所 「社会福祉法人峰林会峰林荘通所介護事業所」の新規指定について

介護保険法上、市町村長、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。(介護保険法第78条の2第7項、介護保険法第115条の12第5項)

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第8条において、地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

協議事項

令和4年1月13日付けで、「社会福祉法人 峰林会」より指定地域密着型サービス事業所指定申請書が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

1 事業所名	社会福祉法人峰林会峰林荘通所介護事業所
2 事業所の所在地	茨城県守谷市野木崎 1935 番地の 1
3 サービスの種類	地域密着型通所介護
4 指定年月日	令和4年4月1日
5 指定の有効期限	令和10年3月31日

- ・ 申請のあった「社会福祉法人峰林会峰林荘通所介護事業所」は、利用定員が18名です。書類審査及び現地確認（令和4年2月1日実施）を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- ・ 資料として、事業所概要を添付しております。

事業所概要

「社会福祉法人峰林会峰林荘通所介護事業所」

- | | | |
|----|------------|--|
| 1 | 申請者名 | 社会福祉法人峰林会 |
| 2 | 主たる事務所の所在地 | 茨城県守谷市野木崎 1931 番地 |
| 3 | 法人代表者氏名 | 理事長 片桐 真奈美 |
| 4 | 事業所名 | 社会福祉法人峰林会峰林荘通所介護事業所 |
| 5 | 事業所の所在地 | 茨城県守谷市野木崎 1935 番地の 1 |
| 6 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 7 | 指定年月日 | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| 8 | 指定の有効期限 | 令和 10 年 3 月 31 日 |
| 9 | 利用者数 | 18 人 |
| 10 | サービス提供時間 | 午前 9 時 25 分から午後 4 時 40 分 |
| 11 | 従業者数 | 10 人
(管理者 1, 生活相談員兼介護職員 2, 介護職員 3, 看護職員兼機能訓練指導員 3, 機能訓練指導員 1) |

12 基本方針

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練など各種サービスの提供を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを基本方針とする。

13 運営の方針

- (1) 事業所の提供する指定通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- (2) 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、個別にサービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
- (3) 利用者または家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- (4) 事業所は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- (5) 事業所は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行うものとする。
- (6) 居宅介護サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護等を提供する。

14 事業所の特徴

当該事業所は特別養護老人ホームに併設されている地域密着型通所介護事業所で、令和 4 年 3 月まで通常規模の通所介護事業所を運営していた実績がある。